



一般  
社団法人

# 相模原青色申告会からのお知らせ

電話(042)756-4104  
FAX(042)753-5836

## 源泉所得税納付指導会

**給与を支払っている事業主さんが対象です!**

従業員(パート・アルバイトを含む)を雇っている!青色事業専従者の申請をしている!など給与の支払いをしている事業主で納期の特例の方(半年ごとに納付する申請をしている方)はこの指導会にご出席いただき、正しい納付税額を計算してもらいましょう。  
なお、納税額が0円の事業主の方も納付書を税務署に提出する必要があります。

青色会館3階(相模原市中央区中央3-11-5)

[日程] 7月1日(土)~10日(月) 7月1日(土)も開催します。  
[受付時間] 午前9時~11時・午後1時~3時30分 <12時から1時まで、お昼休みです。>

高相合同庁舎4階(相模原市南区相模大野6-3-1)

[日程] 7月5日(水)・6日(木)・7日(金)・10日(月)  
[受付時間] 午前9時~11時・午後1時~3時30分 <12時から1時まで、お昼休みです。>  
※5日(水)のみ午前9時30分から受付です。

[持ち物] ①給与所得に対する源泉徴収簿 <平成28・29年分>  
(平成29年1月から6月支払分までの給与の金額等が必要です。)  
②給与所得者の扶養控除(異動)等申告書 <平成29年分>  
③源泉税納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)  
※用紙の足りない方や用紙のない方は、青色申告会にお申し出下さい。

## 税理士による無料相談

[日時] 7月11日(火)又は8月8日(火)【予約制】  
午後1時30分~(お1人30分程度)  
各日とも先着4名様

[会場] 青色会館2階(相模原市中央区中央3-11-5)

[内容] 相続税・贈与税・法人の設立・所得税・消費税等の税務に対する個別相談

[担当者] 本会 税理士部会会員

[その他] 税理士関与されていない方

相談日の1週間前までにご予約ください



税理士

## 弥生会計ソフト体験教室

**会計ソフト(弥生会計)を使って、青色特別控除65万円適用を!**

「これから帳簿をパソコンでやってみたい!」という方を対象に、会計ソフト【弥生会計17】の体験を行います。実際に体験してみてから、導入するか検討してください。  
下記の日程から、1日を選んでお申込みください。

<1日コース> 午前:伝票の起票 / 午後:パソコン設定・入力

[日時] 7月18日(火)・7月19日(水)・8月10日(木)・8月14日(月)

いずれも 午前10時~午後4時頃  
※12時から1時まで、お昼休みです。

[会場] 青色会館3階会議室(相模原市中央区中央3-11-5)

[申込み] 事前に電話かFAXにてお申込みください。

※必ず参加日を指定してください。

[定員] 各日共 先着5名様 <定員になり次第締め切ります>

[持ち物] 筆記用具(ノートパソコンは当会の備品を使用します)

[受講料] 4,000円(資料代含む) [講師] 本会職員

[その他] マウスの操作、文字入力ができる方を対象とします。



## 生命保険無料相談

認定生命保険士資格所有のファイナンシャル・プランナー  
による生命保険の無料相談!

[日時] 7月15日(土)・8月19日(土)・9月16日(土)  
各日とも午前10時~ 1日3組限定(要予約)お1人様2時間程度  
※平日ご希望の方は、青色申告会にお問合せください。

[会場] 青色会館2階(相模原市中央区中央3-11-5)

[申込み] ご予約は事前に青色申告会まで、電話かFAXでお願いします。

[内容] 生命保険には加入しているけど・・・  
保険料が高い!内容がよくわからない!病気やケガの備えに十分か?  
老後の生活が心配!等々、生命保険に関する基本的な知識の確認及びあらゆる  
選択肢のメリット・デメリットを開示します。その他、資産運用等の相談にも  
応じます。

[その他] 当日の保険販売等はありませんので、安心してお申込みください。



## 税務関係書類へのマイナンバー記載等について

### < 個人番号 (マイナンバー) の記載が必要です >

税務署に書面により申請書等を提出する際には、その申請書等に個人番号 (12桁) の記載が必要になります。

### < 本人確認書類の写しの添付が必要です >

書面により個人番号を記載した申請書等を提出する際には、申請をする方の本人確認書類の写しの添付が必要になります。

#### 本人確認について

本人確認では、①正しい個人番号であることの確認 (番号確認) 及び②手続を行っている方が個人番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行う必要があります。

**本人確認** = **番号確認** + **身元確認**

#### 本人確認書類について

##### ◇マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方は・・・

- マイナンバーカードだけで、本人確認 (番号確認と身元確認) が可能です。
- e-Taxで送信すれば、本人確認書類の写しの提出が不要です。

##### ◇マイナンバーカードをお持ちでない方は・・・

以下の番号確認書類と身元確認書類が、それぞれ1つずつ必要となります。

#### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り) などのうちいずれか1つ

#### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証
- 身体障害者手帳
- などのうちいずれか1つ

※マイナンバーカード (個人番号カード) の写しを添付される際は、表面及び裏面の写しが必要となります。

税務関係書類	
所得税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税の確定申告書 (第一表、第二表)</li> <li>・更正の請求書</li> <li>・個人事業の開業・廃業等届出書</li> <li>・所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書</li> <li>・所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書</li> <li>・給与支払事務所の開設・移転・廃止届出書 など</li> </ul>
消費税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税の確定申告書</li> <li>・消費税課税事業者選択届出書</li> <li>・消費税課税事業者届出書</li> <li>・消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</li> <li>・事業廃止届出書</li> <li>・消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ※事業廃止の場合に限る など</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得の源泉徴収票 (給与等の支払を受ける者に交付するものを除く)</li> <li>・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書</li> <li>・不動産の使用料等の支払調書 など</li> </ul>

## 税のカレンダー

個人事業者に課せられる主な税金です。それぞれ申告期限・納付期限は異なります。期限を過ぎると、延滞税や加算税等がさらに課せられる場合があります。

しっかり確認して、早めに手続きをしましょう!

平成29年4月～平成30年3月

月	日	国 税	日	地 方 税	
平成29年	4月	20日(木)			
		25日(火)			○所得税 振替納付日 ○消費税 振替納付日
	5月	31日(水)	○所得税延納分納付期限	31日(水) 31日(水)	○自動車税・軽自動車税 ○固定資産税・都市計画税 (第1期)
					6月
	7月	10日(月)	○源泉所得税納付期限 (納期の特例 前期) ○所得税 予定納税減額申請期限 ○所得税 予定納税 (第1期) 納付期限	31日(月)	○固定資産税・都市計画税 (第2期)
		18日(火)			
		31日(月)			
	8月			31日(木) 31日(木)	○個人事業税 (第1期) ○個人市・県民税普通徴収 (第2期)
					9月
	10月			2日(月) 31日(火)	○固定資産税・都市計画税 (第3期) ○個人市・県民税普通徴収 (第3期)
					11月
	30日(木)	○所得税 予定納税減額申請期限 ○所得税 予定納税 (第2期) 納付期限			
12月			25日(月)	○固定資産税・都市計画税 (第4期)	
平成30年	1月	22日(月)	○源泉所得税納付期限 (納期の特例 後期)	31日(水)	
				31日(水)	○個人市・県民税普通徴収 (第4期) ○法定調書 提出期限 ○給与支払報告書 提出期限
				31日(水)	
	2月				
3月	15日(木)	所得税 申告・納付期限			
4月	2日(月)	消費税 申告・納付期限			
その他		給与から徴収した月の翌月10日期限		○源泉所得税 (納期の特例適用外) ○個人市・県民税 (特別徴収)	

※地方税に関する納付期限は都道府県又は市町村により異なる場合があります。

※必ず管轄の税務署・都道府県・市区町村からの通知書・納付書等の書類でもご確認ください。